

『伊勢物語』 成立私考

流動するみやびのテキスト

井上英明*

はじめに

過去三十数年を振り返っても、『伊勢物語』（以下『勢語』と略称）の成立については、文献学や作中人物・事蹟の時代考証を主とする歴史学の成果と、いわゆる文芸思潮史的なそれとがうまく噛み合わず、諸説入り乱れて列叙の煩に堪えないが、結論の分れるところを約言すれば、ほぼ次の三項に帰着する。

(一)『古今集』（延喜年間）以前。(二)『古今集』・『後撰集』（延喜以降天曆以前)。(三)『後撰集』以後(天曆以後)である。『勢語』テキストの成立の過程は文献学・書誌学的にもきわめて複雑な問題をかかえこみ、これに無時間的ノン・ヒストリックな民俗学や伝承の世界を加えると、たんにこの物語の愛読者の一人に過ぎないわたくしなどは、所詮、『勢語』成立期の決定的な推定は不可能、あるいは無意味となるかにみえる。小論はこう

した困難をすでに既知のものとして、あえて現行活字文献を頼りに、『源氏物語』の主人公、光源氏の原型たること間違いない『勢語』の主人公「昔男」の一代記的形象に一步でも近づこうとするものである。そもそも『勢語』の主人公「昔男」に擬せられる歴とした官人、在原業平が相模・美濃の権守を歴兼して卒した元慶年間から婉々、三百五十有余年、『勢語』写本乱立の事態が表面化して来た頃、六条家の清輔・顕昭の後をうけて、かの京極黄門藤原定家が「盲目を凌き風雪に堪へ」て、書写校合した天福年間までの——換言すれば『勢語』成立の可能性の時期からテキスト・クリティックの最終的段階に至るまで——生成発展の時間的巾幅があまりにも長期にわたるからである。したがって、件の『勢語』成立期の三項は、全体としての現存『勢語』に関するかぎり、それぞれ一説をとって、挙げて他を除こうとするとき、すでに正鵠を失し、三説鼎立してこそ論の全きを得るといふのが、まずは妥当な見解といわなくてはならない。同時にそれは文芸形態論的には不幸にしてあまり実効のない、いかなればあたりさわりのない見解でもある。

小論の目的は現行『勢語』の代表的本文をもって、ことごとく『古今集』以前の成立することでは毛頭ないし、それは不可能なことである。わたくしの意図はその中から『古今集』成立時代、もしくはこれに先立つこと数十年、つまり、在原業平の晩年か、あるいはこれを降ることいくばくもない時期に成立するものと推される章段を抽出し、その出現の時期を『古今集』成立前後の時代的背景において考察し、現存『勢語』のプロトタイプとおぼしき仮説的形態を幻視することにあり。その作業は光源氏の生涯の起伏を考るとき、かならずしも無意味なことではない。かさねていえば、予測されたオリジナルな『勢

『勢語』の形態を『伊勢集』の巻頭の歌物語や、『平仲物語』のごとき物語化された私家集の「源流」として想定することにあり。ただし、作品の最終的整理の時期よりも、その出現期に近い時期と形態を問題にする方が、文芸思潮史的に重要だと考えるからである。だが、『古今集』前後の『勢語』の形姿については、周知のように文献に明徴を欠くことはもとより、他に何の手がかりもないのである。純正な（今日から見て）『勢語』本文に時代的に最も近く、かつ学問的にもいちばん信用のおけたはずの藤原定家が、例の有名な天福本奥書を「抑伊勢物語根源、古人説々不同。或云……」（傍点引用者）と書き出さなければならなかったゆえんである。しかるに、八百年以上の研究史を経た今日、前掲成立期三説、いずれも決め手を欠くままに、現存『勢語』諸伝本及び『古今集』と、それ以後の勅撰集や、『業平集』その他の私家集等々との相関関係を文献的に操作することによって、『勢語』の原型に迫ろうとするところのみは、すでに夙くからなされており、その成果は今日の国文学界では、古典的労作といわれる池田亀鑑氏『伊勢物語に就きての研究』や、大津有一氏の先駆的な論文「伊勢物語の原本について」（『国語と国文学』昭・六・四）などにみることができ、これらに共通する結論として、『古今集』以前の「原伊勢物語」の形態は、「原業平集」とでも称すべきもので、それが『古今集』及び現存の『勢語』の粉本となったものであろうと推定されている。さらに福井貞助氏は「原伊勢物語」が、「業平集」のごときものであったのではないかという仮定に立ち、現存『勢語』の形態の構造を分析することによって、この仮定の「業平集」を、(A)雑纂形態で伊勢齋宮の原初形態を冒頭に配するものと、(B)春をはじめとする四季・恋・雑及び賀・哀傷の配列に、不完全ながら整理されたものとの二種類の形

態と想定し、かつ、現存『勢語』初冠り本(C)は、(A)から発して(B)というコースで出来上がったものとし、非現存「狩の使本」は(A)から出たものであるが、B↓(C)と発展するさいにそれらと接触変化して消滅したものとされる。そして『古今集』業平歌の詞書が『勢語』に類似するのは、この(A)に接触したからであろうと考えられている。まことに見事な推理である。また一方、『拾遺集』以前の『勢語』の章段を「在中将集」から推して五十段程度とする新説が現われた。この説の主張者は、かつての片桐洋一氏である。論の拠点とも言うべきところは、前田家本尊経閣文庫所蔵の『在中将集』と宮内庁書陵部蔵の『雅平本業平集』が、いずれも『古今集』・『後撰集』・『勢語』を出典とし、しかも『拾遺集』所載の業平歌(三首)を含まぬ事実から、逆に『拾遺集』以前の『勢語』一本の形姿を論証されている。すなわち、前者前田家本『在中将集』所載の『伊勢物語』の歌を定家本『勢語』の段序によってみると、五十一段をかぞえ、後者『雅平本業平集』では四十四段となり、特に後者は『古今集』の部立にしたがわず、物語の形のままに収録する点から、この四十四段こそ『拾遺集』以前の純粹な『勢語』——業平歌以外の歌を含まぬ——一本の形姿をさし示すものであると力説され、一部諸家によって支持されている。これまでの『勢語』諸本の共有段数は池田博士によれば最少限度百四段であり、(池田氏『前載書』)その後発見された諸本を操作することによって得られたのは九十四段であり、この九十四段が目下のところ現存『勢語』諸伝本のみからたどり得る最少量のテキストと推定されていたのだが、それがいま前述二本の『業平集』を介在させることにより、『拾遺集』以前というただし書きをつけて五十一段——四十四段に激減し、その他は爾後の増益とするのであるから、『勢語』成立論において、かっ

でない創見と人によっては評されるむきもあるが、しかし、片桐氏の由って立つ既掲二本の『業平集』は果して『拾遺集』以前のものかについて、過去及び現在においてなお疑惑が残されており、特に、『雅平本業平集』の方は『古今集』・『後撰集』・『勢語』から吸収したのではなく、「原業平集」とでもいうべきものから直接収録したものであるという、いわば『雅平本業平集』自体に異見を提起されたのが島田良二氏であった。^{註5}『勢語』成立論は以来、急速に進展し、次第に原型に迫ろうとしたかみえたが、例えば片桐氏のごとく『業平集』と『勢語』との二本立てで、その相関関係を分析することで得られる成立の時期は、その当否はともかくとして、氏自ら断っているごとく、本章の冒頭にかかげたこの物語の成立期の(二)——(三)に至る——『古今集』・『後撰集』の間——の『勢語』一本の形姿を彷彿せしめるにとどまらざるをえない。それ以前、すなわち、(一)の『古今集』以前、あるいはその前後の業平の活躍期に近い『勢語』の形態などには到底及ぶべくもない。

現存『勢語』諸本及び『業平集』などからの検討による「原伊勢物語」の探究の成果のうち、文献操作から得られるのは、『古今集』以後の『勢語』増益の実体であり、しかも、それらが等しく文献学に立脚した精緻な立論であるにもかかわらず、作品理解に対する目的・立場・発想・さらには各人由って立つ資料を異にするため、いきおいそれらの説を逐次検討しはじめたら、まったく別の方向に走り出す恐れがあるので、わたくしは当面の主題を展開するに際し、これら諸先学の論旨を参酌するにとどめたい。

さて、文献の形式的操作からでは、『古今集』前後の『勢語』の形姿についての積極的な解答は絶望の状態である。しかし、わたくしは

『勢語』の原型は家集↓物語というコースではなく、はじめから一代記的に構想され、かつそれが後人の加筆を経ていくうちに、複数の読者に翻弄されて、現在みるような不純部分を多大に含むものになったのではないか、つまり、「原伊勢物語」とは、「在五が物語」としての伝承的な形態をかたくなに保持し、それが後に家の集的な歌物語になったのではないか——という大方諸賢の予想とは全く逆の推定をしてみようとする誘惑にかられる。というのも、英雄伝承譚とかヒーローの一代記的話型学などを考慮の他におき、この点に関するかぎり、今しばらく文献学に固執しなくてはならないのは、業平歌の『古今集』における収載の仕方が何としても異例であり、かつ後の『伊勢集』・『平仲物語』・『土左日記』など、歌と他の文の混融した王朝特有の抒情小説出現の必然性を積極的に理解するため、ある程度の時間的・プロットの配列をもつ作品の先行を考えざるをえないからである。

そこでまず、『古今集』の業平歌の異例の採られ方について再検討すべく、『勢語』・『古今集』の先・後関係をひとまず伏せて、『古今集』が所載の歌を含む『勢語』の諸段を摘出し、両者における相関関係をあらゆる角度からみていきたいと思う。周知のごとく、『古今集』所載の業平歌、及びこれと贈答関係にある歌はすべて現存『勢語』に存するので、今、両者の共有状態を示すと次のごとくなる。(段序は池田亀鑑『伊勢物語』に就きての研究』校本篇——本文三条西家蔵伝定家筆——に拠る。)

『勢語』

『古今集』(『岩波古典大系』貞応二年本)

(1) 二段

616 おきもせず

(2) 四段

774 月やあらぬ

(3) 五段	632 人しれぬ
(4) 九段	410 からころも
	411 名にしおはば
(5) 十七段	63 けふこすば
(6) 十九段	785 ゆきかえり
(7) 二十五段	622 秋のの
(8) 四十一段	868 むらさきの
(9) 四十七段	707 おほぬさと
(10) 四十八段	969 今ぞしる
(11) 五十一段	268 うゑしうゑば
(12) 六十九段	646 かきくらす
(13) 七十六段	871 おほはらや
(14) 八十段	133 ぬれつゝぞ
(15) 八十二段	53 世の中に(たえて)
	418 かきくらし
	884 あかなくに
(16) 八十三段	970 わすれては
(17) 八十四段	901 よの中に(さらぬ)
(18) 八十七段	923 ぬきみだる
(19) 八十八段	879 おほかたは
(20) 九十七段	349 さくら花
(21) 九十九段	476 みずもあらず
(22) 百三段	644 ねぬるよの
(23) 百六段	294 ちはやぶる
(24) 百七段	618 あさみこそ

(25) 百二十三段	705 かずかずに
	971 としをへて
(26) 百二十五段	861 つひにゆく

『勢語』百二十五段のうち、右の二十六段の登場人物の詠が業平と記名して三十首(春3・秋2・賀1・羈旅3・恋2・哀傷1・雑9)『古今集』に収録されているのである。この三十首の内、①詞書をもたぬものは、622 879 のわずか二首のみであり、②他は詞書をもつ他人の歌への返歌(52 63 618 646 707 901)、または、③一首にすべての詞書を有し(133 268 349 476 616 705 861 868 871 884 923 971)、しかも時として、④異例に長大なもの(410 411 418 632 747 970)である。そしてそれらは、四首の例外(294 785 969 971)を除いて、すべて『勢語』の内容に酷似するものである。『古今集』にとられた業平歌の特徴は、大略この四通りである。そこで、『古今集』と『勢語』との先行関係であるが、両者は諸伝本の多量なる点において、同時代の作品中、群を抜くものであり、また諸本相互に異同を示し、ために漫然とした比較をもって、その先後を一方的に断定することはまず不可能である。しかし、この問題を考察するに先立って、次のようなことは一応念頭に置くべきであろう。すなわち、契沖が『勢語臆断』の「総説」に注意する「此の物語(引用者注『勢語』)と古今集と相違の事有り。彼は勅撰集なればたしかにて、これは物語なれば筆にまかせたる事有べし」という一節は、正確にはこうもはっきりと言いつけることはできないにしても、一方は「勅撰集」であり、他方は物語、あるいは家の集であったということくらいは、別次元のものとして、はじめから分けて考えておかねばならぬだろう。つまり、天皇によって威厳づけられた勅撰集と、私的な、作者も、題号も、成

立年代も、つまびらかでない所謂物語とは、作品そのものの価値に対してというよりも、享受そのものの態度が全く異なっていたという事実である。しかも、そうした事情は、はやくも『枕草子』の記述にみることができる。すなわち、『古今集』がいかにも重要視されていたか——それは近代的な、個人の価値判断的なものではなく、権威あることばをある種の畏怖の念をもって暗じる底のものであった——は、二十三段目（三巻本）、「清涼殿の丑寅のすみの……」ではじまる例の有名な一節に、ヴィヴィッドに描出されている。この段は『枕草子』の中でも屈指の長編であるが、その中から目下考察中の部分に該当する箇所を指摘し、便宜上、五十嵐力・岡一男共著『枕草子精講』によってこの有名な逸話の要旨を記すと、

——中宮は『古今集』の歌の上の句を読まれ、その下の句を憶えているかとお尋ねになるが、一同がおかしい程ろくろく答えられない。中宮はこれに困んで、次の話を一同にお聞かせになる。——村上帝は宣耀殿女御の『古今集』の造詣の程を試そうと、或日几帳を隔てて隠し持たれた『古今集』の詞書だけを読まれてその歌をお尋ねになると、女御は、『古今集』二十巻を一首もあやまらずにお答えになった。宮中この事が行われていた間、女御のお里では、どうか間違えぬようにと、仏に祈るなど大騒ぎであった——。

というのである。本文における中宮の言葉には、『古今集』の享受態度の性格についての重要な点がいくつか含まれている。まず、上の句を呈して、下の句で答えられぬ一同に対して中宮は、①「さてこれは皆知りたる事ぞかし。などかくつたなくはあるぞといひ難く」とある。つまり、『古今集』を暗記していることは当時の宮廷生活にあっては、当然のこととされていたのである。中宮は村上帝の時、『古今集』を

暗じていた宣耀殿の女御のエピソードを語るが、彼女の父大臣の娘にたいする教育法なるものを紹介する。すなわち、②「一には御琴を習ひたまへ。次にはきんの御琴をいかで人に弾きまさらむとおぼせ。さて古今の歌二十巻を皆うかべさせたまはむを御学問にはせさせたまへ」と教えているのである。将来、宮仕えする女性の娘時の必須教育科目は書道・音楽に並んで『古今集』全歌を心に「うかべ」ることであったことがわかる。しかもそれは、「御学問」として公認された二十巻をまる暗記することが要求されている。中宮はさらに語り続けて、話は宣耀殿の女御にたいする村上天皇のテスト風景に及ぶ。天皇の口頭試問の内容はこれまた注目すべきものがある。すなわち、③「その年、その月、何の折、その人の詠みたる歌はいかに」と試問する。これは答えるさいに「詞書」と「歌」とを結びつけて正確に記憶していなければ出来ないことである。

かくのごとく、『古今集』の一字一句は、なによりもまず天子の奏覧に供する最高権威のものであり、その公的な権威が当時の人々に批判・改変を許さず、まる暗記を強いたものといえる。そしてまた現存二十巻本が、春上下、夏・秋上下、冬・賀・離別・羈旅・物名・恋・（二一五）哀傷・雑上下・雑体・大歌所御歌と十三の部立をもつことを考えると、成立当初のものも二度の勅によって、今日見るものと、さほどたがわぬ組織に整然と分類されていたであろうし、特に延喜の頃の『古今集』は二十巻の卷子本であろうといわれていることから、転写流布の間に全体の配列組織を大はばに移動させることなどは、まづなかったとみるべきであろう。したがって『枕草子』の描く①②③をこれと勘合する時、『古今集』諸伝本間の本文の異同は誤写とみるべきであり、これを読者の加筆・改竄による流転生成の相でとらえて

はならないであろう。

ところが、『勢語』の方は、同じく『枕草子』において、「あやしきいせの物語なりや」という風な書き方をされ、「さておかし、伊勢物語」式の好色沙汰の便りでもあろうか（五十嵐・岡『前掲書』）と頭中将齋信の消息文を『勢語』のそれに見立てた、きわめて隠喩めく言い廻しで紹介されている。

もう一つ、『枕草子』二四八段「わるきものは」に、「物語こそ悪しう書きなすれば、いふ甲斐なく、作り人さへいとほしけれ、なほす定本のままなど書きつけたる、いと口惜し」とある。この一節は清少納言の文章観を叙したものであるが、当時における「物語」がすでに転写流布の間に、相当の添削・加筆があったことを、問わず語りに物語っている。少なくともその事実が、この鋭敏な『枕草子』の作者の癩に触れるところまできていたということ、また別の面から証するものといえるのではあるまいか。

周知の如く『勢語』は三代集以後、『新古今集』が出現するまで二百年足らずの間、「勅撰集」には全く採られなかったのであるが、この平安中期から末期にかけての散文文芸全盛の時期に、「あやしきいせの物語」（『源氏物語』「絵合」）、「在五が物語（同「総角」）、「中将の集」（『更級日記』）、「さい中将」……などいふ物語（同）と、——これが現行『勢語』と同一のものは別として——ともかくも、「ものがたり」、あるいは「家の集」と目され、しかも、かならず主人公昔男、すなわち、業平の連想をおびて語られ、多分に日記的・一代記的な意味にとられて、私的な女性作家の間に流布していたのである。したがって、公的な権威からは程遠く、——それは限なく知られた有名な作品であったにもかかわらず——「婦女子必須の「学問」として、

公の席でそらんじる性格のものではなく、それを引き合いに出すとなれば、多分に隠喩的表現を強いられたものであり、しかも、その形式からして、自由に内容の付加・改変・書き継ぎを容易にしたことは、ありうることでおこなうてはならない。『勢語』が三代集と同格に列せられたのは後代になってからで、しかも、それは業平の歌の功德に負うところ多く、例えば『詠歌大概』に「常観念古今之景氣可染心。特可見習者古今、伊勢物語・後撰・拾遺・三十六人集内特上手歌可懸心。人丸、忠岑、伊勢、貫之、小町等之類」（『歌学大系』傍点引用者）とあるごとく、専ら歌道上の認識にとどまるのであって、物語としての『勢語』全体ではなく、歌も詞章も、ともに賞美されだしたのは、長明の『無名抄』あたりからであろう。

かくして、『古今集』と『勢語』とはその出発点において、相異なる様式と享受態度とを宿命的に担わされたのであるから、その諸伝本を操作する際しても、前者を固定的、後者を生成発展の相で考えなくてはならず、これを同じレベルにおくと、両者の本質をとらえることができなくなるであろう。

『古今集』からの検討——異例に長大な「詞書」について

両者が以上のように、作品の社会的機能を異にするという前提に立つと、『古今集』に採られた業平歌三千首は、はたして一首独立してしかるべき場所に配置してあるかどうか、さらに詞書は他のそれに比して当を得た内容をもつものかどうか、『古今集』自体の性格・内容・形態に即して検討されなくてはならない。

そこでまず、「異例に長大な詞書」をもつものから逐次考えてみる。

というのも、昔から指摘されてきたこの長大な詞書を有する歌群こそ、依然として『古今集』↑↓『勢語』の先後関係を解決する材料にちがいないからである。詞書は「古典大系本」(岩波)で五行以上のもので、『古今集』巻九羈旅歌に三首認められる。(引用文は「岩波古典大系本」による。)なお、異同は久曾神昇『古今和歌集成立論・資料篇上・中・下三巻、昭・三十五刊』参看。

(A) あづまの方へ、ともとする人ひとりふたりいざないていきけり。
(ケルニ基俊本) みかはのくにやつはしという所にいたれりけるに、その河のほとりにかきつばた、いとおもしろくさけりけるをみて、木のかげにおりてかきつばたといふいつもちをくのかみにすすゑて、たびの心をよまんとてよめる

在原業平朝臣

410 (a) 唐衣(からこ)きつつなれにしつましあればはるるきぬるたびをしぞおもふ

(B) (おなじひと「元永本」・「筋切本」・「唐紙卷子本」)むさしのくにと、しもつふさのくにとの中にある、すみだがはのほとりにいたりて、みやこのいとこひしうおほえければ、しばし河のほとりにおりて、思ひやればかぎりなくとをくもきにける哉(かな)と思ひわびて、ながめをるに、わたしもり、はや舟にのれ、日もくれぬといひければ、舟のりてわたらんとするに、みな人ものわびしくて、京(きやう)におもふ人なきにしもあらず、さるおりに、しろきとりの、はしとあしとあかき、川のほとりにあそびけり(けるを・元永本・ケカラ基俊本)。京にはみえぬとりなりければ、みな人みしらず。わたしもりに、これはなにどりととひ

ければ、これなん宮ごどりといひけるをきゝてよめる

411 (b) 名にしおはばいさこととはむ宮ごどりわが思ふ人有りやなしやと
(C) これたかのみこのともに、(かりしにおはしけるときに人々贈て・元永本・筋切)かりにまかりける時に、あまのかは(元永本・筋切ナ)といふ所のかはのほとりにおりて、(元永本ナ)さけなどのみけるついでに、(元永本ナ)みこのいひけらく、かりしてあまのかはらにいたるといふころよみてさか月(つぎ)はさせといひければよめる(元永本ナ)

在原なりひらの朝臣

418 (c) かりくらししたなばたつめにやどからんあまのかはらに我はきにけり

詞書(A)(B)(C)はそれぞれ歌(a)(b)(c)のものとして、余計な修飾がめだち、物語的な要素の濃い冗慢なものであることから、すでに、契沖・真淵・香樹らはいずれも疑いをもって論じているが、(A)(B)(C)は多少字句の異同があるにしても、「元永本」・「筋切(佐理本)」・「清輔本」・「昭和切(俊成)」等、定家以前の諸伝本には、すべて同じ内容及び量を有するものがつけられている。したがって、かかる異例に長大な詞書は、もともと存在せず、『勢語』によって書き加えられたものだという説は、先に論じた勅撰集という性格と、それを享受した態度から推定して不可能であり、かつまたその根拠もない。そこで、一応現状のままでも少仔細に検討してみたい。

(A)(a)は、いうまでもなく『勢語』九段の東下りに該当するものである。この(a)歌は、なぜか長い詞書を要したか。(a)歌の性質を『古

『今集』自体において考えてみると、詠み方からして物の名を詠みこんだものである。したがって、「物の名」の中でも、『かきつばた』という五音の物の名を、一音ずつ一句の頭に置いて、しかも旅の心を詠むという面倒な条件（窪田空穂『古今和歌集評訳』を課すという限りにおいてのみ、この(a)歌にたいする詞書(A)の役割は尽きるはずである。詞書(A)は体裁上、そこにおのずから限界が設けられてしかるべきである。では、「物の名」を詠みこんだ歌の説明としてしかるべき限界を守って、しかも、意を尽くし得た詞書が『古今集』に存するであろうか。巻第十「物名」の部立に収載された諸作を閲する時、恰好の例を貫之の詠作において見ることができよう。

朱雀院のをみなへしあはせの時に、をみなへしといふいつもじを、くのかしらにをきてよめる

つらゆき

439をぐら山みねたちならしなくしかのへにけん秋をしる人ぞなき

それでは、(a)歌は「かきつばたといふいつもじをくのかしらにすへて、たびの心をよまんとてよめる」とだけの詞書をもって、なにゆえに「物名」の部に載せられなかったかという疑問があるかもしれないが、すでにこれだけでも、単なる五音の折句をいう修辞上のテクニク（貫之の場合）以上のものを内容としているゆえに、これを「羈旅」の部に収載しても一向に差し支えないと思う。そこで、詞書(A)は、「あづまの方へ」から、「木のかげにおりて」までが余計なものであり、不自然なものということになる。では、どのように余計で不自然なのか。この詞書が紀氏の文の秀抜に比してはすこぶる凡調、文意さ

え通じかねるもので、けだし『勢語』の竄入であろうと力説したのは、香川景樹の『正義』であるが、故五十嵐力博士も次のごとくすでに説かれていた。

「あづまの方へ友とする人……」は歌の詞書の書き出しとしては、いかにも不似合いで、どうしても「昔男ありけり」という前文句のほしいところである。

「……一人二人いざなひて行きけり」と切ったところなどは、物語の他の文に於ける息休めのピリオドの体で、歌の詞書としてはどうしても受け取れぬものである」（『平安朝文学史・上』）

高説従うべきであるが、猶、詳細を得るために、私見を加えれば、『古今集』の詞書（左注を除く）において、「誰それが何故そこに行つて（goの意に限る、または、何故そこから来てcomeの意に限る）詠んだ歌」という形式が非常に多いのであるが、その表現は内裏を中心として、作者の身分により次の三つに様式にほぼ整然と使い分けられているのである。すなわち、（カッコ内は『古今集』番号）

(一)「まかる」

例 (a)「秋立つ日うへのをのこども、かものかはらにかはせうえうしけるともにまかりてよめる⁽¹⁷⁰⁾

(b)「人のもとにまかれりける夜⁽¹⁹⁶⁾

(c)「寛平の御時、蔵人所のをのこどもさが野に花みとてまかりける時⁽²³⁸⁾

(d)北山に僧正へんぜうとたけがりにまかれりける時⁽³⁰⁹⁾

(他、五十八例 本により「くだる」とも)。

(二)「まるる」

例 「東宮のむまれたまへりける時にまいりて」^(ま) (364)
 (他、元永本 926 一例有り)。

(三) 「おはす」

例 (a) 「仁和のみかど、みこにおはしましける時、ふるのたき御

覽せむとておはしましけるみちに」⁽²⁴⁸⁾

(b) 「同右——ごらんじにおはしまして」⁽³⁹⁶⁾

(c) 法皇にしかはにおはしましたりける日⁽⁹¹⁹⁾

(d) 「中務のみこの……法皇御覽じにおはしましたりけり」⁽⁹²⁰⁾

(e) 「朱雀院のみかど……おはしましてありける時に」⁽⁹²⁷⁾

(他に例なし)。

と、以上のごとくである。(一)(二)は天皇以外の作者。(三)は天皇(法皇)が作者である。ところが興味深いことに、業平歌の詞書のみが、この表現様式を破っているのである。(410 632 747)。そこで本来ならこの冒頭は、「あづまの方へとともする人ひとりふたり……まかりけり」とあるべきで、そうなのはやはり『勢語』九段の「むかしおとこありけりそのおとこ身をえうなき物に思ひなして京にはあらじ……あづまの方にすむべきくにもとめにとてゆきけりもとより友とする人ひとりふたりしていきけり」の語法・調子を『古今集』撰者がそのまま温存したとみる他はないが、いかがであらう。専家の教示を得たい。因みに『業平集』を参照すると、「東のかた友たち二三人ばかりさそひてまかりけるに」(類従本『業平朝臣集』)とあって、元来は、こうあるべきなのではないだろうか。私家集が体をなし、逆に勅撰集が破格をきたしたのは、やはり、撰者が『勢語』の文体を捨てきれずにいたという推測を強めるものではなからうか。

次に、「木のかげにおりて」という表現は、これまた、業平歌の詞書にのみみられる特別なものであり(他に次の(B)48に有り)、しかも、ここでは、ほとんど不必要のものである。つまり、『勢語』では乾飯を食うために木のかげにおりたのであるが、『古今集』では何の目的でおりたかがわからない(景樹『正義』)。類従本『業平集』では、「樹のもとにおりて」とあり、まだこの方がよい。しかるに、『勢語』は「木のかげ」となっており、「かれひ」を食うことになっている。「古今集」諸伝本は現行すべて「木のかげに……」とあり、「かれひ」を食ったとはないのである。その意味で、香樹の鋭い読みは、今日において、猶、支持されなければならない。そして、かかる現象は『勢語』の物語文を、適宜にダイジェストしたものとみるほかはないのである。

ところで、既掲五十嵐力博士の指摘された「行きけり」と切ったのが、「物語の他の文の息休めのピリオドの体で、歌の詞書としてはどうしても受け取れぬ」という考察は、たしかにその通りなのであるが、久曾神氏の『古今集成立論』・「資料篇上中下」三巻に集大成された諸伝本群を検討すること、この「けり」止めは、諸本間かなりの異同をみせ、もはやこれのみをもって、業平歌詞書の特徴とすることは躊躇されるようになってきた。いま、かりに業平以外の歌で四行以上(岩波古典大系「本」)の詞書を有するものを抽出してみると、

42 春上・貫之。248 秋上・遍照。255 秋下・勝臣。745 恋四・興風。847 哀傷・遍照。853 哀傷・御春有助。857・862 哀傷・滋春。870 雑上・ふるいのいまみち。874 雑上・敏行。920 雑上・伊勢、とあるが、これらのほとんどが、逆接・順接の助詞をつらねて、作者の立場から一気に書き下したもので、ピリオドがなく、連体形止めである。些細なことかもしれ

ないが、このピリオドの体一終止形、すなわち、「けり」止めの詞書は僅かに目下考察中の(A)(B)に一箇所ずつ出ており、業平歌では他に二箇所(632・970)、あとは、255・847・920の三箇所、計七つしかない。この七つの内、四つは業平歌の詞書であることから、やはり、これを「物語の息体めの体」として主張することも可能かもしれないが、これはあくまでも、流布本のかぎりにおいていえることである。しかも、業平以外の三つの詞書に存するものである。そこで、業平の詞書から検するに、(A)は引用文に示したごとく、「基俊本」に「けるに」とあり、(B)は「②筋切(佐理本)」に「けるを」・「元永本」に「けるを」(番号は久曾神氏の第一次・第二次稿本)とあり、他の業平歌詞書では、632「ひんがしの五条わたりに、人をしりをきてまかりかよひけり」があり、これは「元永本」には「けるを」となっているのである。さらに業平歌詞書以外のものを検するに、

255貞観の御時綾綺殿のまつにむめの木ありけり。西の方秋歌上・藤原勝臣

この「けり」は「六条家本」には、「ありける」とあり、「元永本」・「筋切」には、「ありけるが西の方」とあり、「雅俗山庄本」・「静嘉堂本」には「六条家本」と同じようにあるのであって、異同夥しい。

920中務のみここの家の池に舟をつくりて、おろしはじめてあそびける日、法皇御覽じにおはしましたりけり。ゆふさりつかた……

この「けり」はこの通りであるが、「建久本甲」・「寂惠本」^{オハシマツテ帖}・「永曆

本」・「伊達本」など定家以後のもので、あとはすべて「おはしまして」とある。

847深草のみかどの御時に、藏人頭によるひるなれつかうまつりけるを、諒闇になりければ、さらに世にもまじらずして、ひえの山にのぼりてかしらおろしてけり 遍照 哀傷

この「けり」のみが、目下、諸本に異同をみない唯一の例外である。「かしらおろしてけり」と、まことに『伊勢物語』風の文体であるとはいえども、業平歌ならぬ遍照の詞書である。そしてまた、右のごとく、「けり」止めは、特に第一次本から第四次本にかけて異同をみせていることから、オリジナルに近い詞書にこれを期待することも一応可能だと考えなければならぬ。

そこで、右の「けり」問題は片づいたとしても、今まで述べ来たごとく、詞書(A)は必要以上に物語的要素を含む事実を認め、それが『勢語』(原型)の先行を予想せしめることは、ほぼ確実といえるのではないだろうか。

次に詞書(B)にうつる。いうまでもなく、(B)は、(A)に連続して並べられ、「岩波古典大系本」で実に十一行、(b)歌すなわち、「名にしおはば」の詞書として必要以上に物語的であるばかりでなく、他の詞書に比して極度に長くかつ冗漫であり、内容は現在の『伊勢物語』に全く一致する。(A)は、『勢語』九段の前半であったが、(B)は、その後半で、(A)(B)の間に、「するかなるうつの山」・「時しらぬ山はふしのね」の二首を有するその中間の部分が抜けた次第である。

ところで、(b)歌は詞書(B)とともに、本来なら一首独立して配置され

ている筈である。しかるに、すでに鷲山樹心氏が指摘していること^{注⑧}、この詞書(B)の書き出しは、「おなしひと」とある本が存し、ために(A)(B)の内容に直接に続いていることを示している。しかも、そうある本は、「元永本」・「筋切」・「唐紙卷子本」であり、比較的書写年代の古い第二次本ということである。そうすれば、かかる現象は『勢語』の内容を踏まえていないと、できるものではない。しかし、一步ゆずって、この第二次本も所謂は「流布本」と五十歩百歩で、このような書き出しも、『勢語』を愛した後人の書き加えだとすることも、一応考慮しておくべきであろう。そこで、わたくしはこの「おなしひと」なる一句は、元来、存在しなかったものと仮定し、したがって、(A)(a)とは関係なくともと独立したものととして詠んでみる。そうすると、やはり駄目押し^①の矛盾が生じて来るのである。すなわち、先ず、(A)(B)(a)をみると、「ともとする人ひとりふたりいさなひていきけり」とあるので、(a)歌は業平が東国流浪の間に仲間の中にあつて詠んだものであり、詞書(A)は『勢語』の「……友とする人ひとりふたりしていきけり」に共通した集团的表現をとっている。ところが、詞書(B)になると、『勢語』との関係において問題が生じて来るのである。すなわち、『勢語』では、「……その河のほとりにむれるておもひやれはかきりなくとをくもきにけるかなとわひあへるに」^②と、物語は集团的表現をとりつつ辿られるが、『古今集』詞書(B)になると、「しばし河のほとりにお^①りて、思いやれはかきりなくとをくもきにける哉と思ひわひて、な^②かめをるに」となっている。『勢語』の①②、『古今集』詞書(B)①②を比較する時、後者は少なくとも、単独的表現をとっている。つまり、①②の主語はあくまでも、(b)歌の作者、業平個人以外のものではなく、また、『古今集』は詞書の立前から、そのような体裁に整えようとし

『伊勢物語』成立私考

井上 英明

ている意図が見てとれる。しかし、次に、「わたしもり、はや舟のり、日もくれぬといひければ、舟にのりて」と続くのである。ここに至って、作者自らの立場から(b)歌の由縁を説く単独的表現が、急に集团的な表現に逆もどりするのである。「みな人」は、この後も一回出て来るが、要するに「みな人」とは一体誰なのか、また作者といかなる関係にあるのか、この(B)(b)一首単独では説明できないし、また、(b)歌の詞書として「みな人」を出して来る必然性はいささかもない。ところが、『勢語』九段の内容を承知していれば、かくのごとき矛盾は暗黙のうちに解消する。したがって、この「みな人」を矛盾なく登場させ、読者も矛盾なく理解し得たという事実は(諸本に脱落はみあたらない)。(B)(b)が、当然、この前の(A)(a)から連続する同一の内容の展開だとして配置し、読者もそのように読んだのではなからうか。そうすると、「みな人」は、(A)の「ともとする人ひとりふたり……」と同一人物となるのである。かくして、既述の(B)冒頭、「おなしひと」とする諸本の存在の必然性も理解できるようである。(A)↓(B)の展開を『勢語』についてみると、(B)が『勢語』を杜撰にアブリッジしたらしいことは、以上のことから明らかであろう。また、ここにみられる「おりて」なる表現が、業平歌独自のものであり、それが『勢語』にのみ一致するものであることは、前回と同断である。

次に詞書(C)を検討する。

この書き出しからして、すでにいくつかの問題が存する。先ず、流布本では、「これたかのみこのもとに、かりにまかりける時に」とあるが、これと同型の詞書を他に検すれば、春下の、「うりむるのみこのもとに」^(これも流布本)、花見にきた山の辺にまかれりける時に「

せせい

95 いざけふは春の山辺にまじりなん……

が、最もその内容形態において類似するものである。しかるに、両者を微細に比較すると、後者では作者素性法師が常康親王の供に（許に）北山の桜狩りに出かけた意で、「まかりける」の理由及び目的が分明に記され、意を尽く得て、かつ諸本に異同をみないのである。羈旅歌の詞書として、典型的なものということができよう。ところが、前者、業平の詞書は、文脈の全く相異なるものが存するのである。すなわち、「元永本」・「筋切（佐理本）」など第二次本といわれるものでは、惟喬親王が、「かりにおはしける時、人々まかりて」とある。「おはしける」という敬語は、先に論じたごとく、天皇・法皇・皇后にのみ用いられているのであって、例えばかつて、武田宗俊氏、鷲山樹心氏などもこれを指摘して、立論の根拠とされたのである。であるから、われわれはかかる事態の由来の由来を、『勢語』先行という事実に求め、これを『勢語』本文で説明する他ないのである。すなわち、八十二段、

「むかしこれたかのみこと申すみこおはしましけり山さきのあなたにみなせといふ所に宮ありけり年ことのさくらの花さかりにはその宮へなむおはしましけるその時の右のむまのかみなりける人をつねにゐておはしましけり」といった文脈を温存し、これに引きずられていることが、「元永本」・「筋切（佐理本）」において推察することができるのではなからうか。

次に問題となる点は、この詞書(C)を羈旅歌の部・上において眺めると、他に比して、いささか当を得ないものであるという気がする。すなわち、羈旅の部における他の詞書をみると、

「もろこしにて」 406

「おきのくにながされる時に……」 407

「あづまの方より京へまうでくとて……」 413

「こしのくにへまかりける時……」 413

「あづまへまかりける時……」 415

「かひのくにへまかりける時……」 416

「たぢまのくにのゆへまかりける時……」 417

（他に二首あり。408 412。これは「題しらず」）

とあるごとく、冒頭に地名を持ち出すのが、その特徴である。香樹は『正義』において、すでにこの点を指摘し、この詞書(C)も例えば、羈旅歌の最後から二番目の420の詞書、

朱雀院のなりにおはしましける時に、たむけ山にてよみける

と同じ形式で書くべきだと主張し、「あまのかはといふ所のかはのほとりにおりて」以下は、「長々しき事とも皆歌のうへにようなくた、歌語をうつしかけるものからまた物語とも違ひてむけに文の拙きを見るべし」（『正義』）と極めつけているが、「むけに文の拙き云々」はともかくとして、香樹の批評はきわめて個性的な激しいものであるにもかかわらず、猶、今日において『勢語』成立論に転用して妥当性を失わない。ついでに、「おりて」は業平歌の「詞書」にのみ、みられるもので、やはり、ここ(C)にも存することに注意しておこう。

『古今集』「羈旅」はこの(C)418歌の返しとして、次の如き詞書を付載する。流布本では、

みここのうたを返すかへすよみつつ返しえせずなりにければ、ともに侍りてよめる

きのありつね

419 ひととせにひとたびきます……

景樹が『正義』で、「此端書もとられぬ事上に同じ只返しとかとありけるかへしとかありつらん」と言うごとく、事實上、返し歌でありながら、なお、物語の連続を彷彿させるため、このような長い詞書となったであろう。そのことはこの返しの文を、他の例について検討すれば納得させられることである。

(一)「返し……」十三例 (425 477 557 646 655 707 737 783 785 901 915 972 974)

(二)「よめりける返し」……一例 (398)

(三)「かの女にかはりて返しによめる」……一例 (618)

(四)「返し、うねめのたてまつれる」……一例 (1109) (その他、「左注」として、この哥は返しによみてたてまつりけるとなむ」(703)という一例がある。)

景樹に従えば、ここは(一)か(二)かであるべきなのであるが、百歩譲って、せめて(三)(四)の形式にとどめておくべきであったろう。しるに、右419有常歌の詞書は(一)(二)(三)(四)のいずれも属さぬ独得のものとなった。われわれはここにおいても『勢語』の「みここのうたを返々すしたまうて返しえしたまはずきのあつね御ともにつかうまつれりそれか返し」という一節が原拠となっている考えざるをえない。

さて次に惟喬親王に関する業平歌で、異例に長大な詞書を有するも

のがある。

『古今集』雑下に、

(D)これたかのみこのもとにまかりかよひけるを、かしらおろして、をのといふ所に侍りけるに、(ときまに高野切)正月にとぶらはむとてまかりたりけるに、ひえの山のふもととなりければ、ゆきいとふかかりけり。(これは清輔本、けるに志賀須賀本、けるを本阿弥切、けれども基俊本)しひてかのむろにまかりたりて、おがみけるに、つれづれとして、いとものがな(つ元本・清輔・高野切)しくて、かへりまうできてよみておくりける

(d)970 わすれてはゆめかと思ふおもひきやゆきふみわけて君をみんなとは

「ゆきいとふかかりけり」が、右に示したごとく、清輔本をはじめとする古本系に異同をみせていることは、(A)(B)の場合と同様であるが、それにしても、(D)は「岩波古典大系本」で七行に達する長大なもので、しかも、『勢語』八十三段の一部に酷似するものである。ところが、酷似はしていても、この詞書(D)は八十三段を知っていなければ、文意の通じかねるところがあり、詞書として著しく不備なものである。これについては次のような意見がある。

——「かしらおろして」・「小野といふ所に」・「つれづれとして、いとものがなくして」等は、主語が誰であるかはっきりせず、予め人物の関係等を知っていないなくては、正しく理解することが出来ない。悪文といってもよいであろう。これは古今集の不完全な文をもととして伊勢物語が修正したものであろうか。そうは考えられない。古今集題詞の作者が、独立して文を作ったなら決してこんな悪文は出来なかつたで

あろう。——中略——伊勢物語の文章の敬語を省いて、普通体に書きかえたから、分かりにくくなったのである。——武田宗俊「物語の発生について」〔文学〕昭・三十二・五。

まさに武田氏説の通りで、この点に関しては、すでに香川景樹が『正義』で、「まかり通ひけるを頭おろして小野と云所に侍りけるに云々といへば其のまかりかよひつる業平のかしらおろして小野にありけるやうにもふとは聞ゆるかきさま也」と注意しているし、また、「つれつれとしていともかなしく」についても、こうあれば、「皆とふらへる朝臣の上に専らかかれる也」(傍点引用者)と指摘している。したがって武田氏の新説ではないが、われわれもまた景樹・武田宗俊氏の論旨を全面的に首肯することによって、この詞書(D)には、すでに『勢語』八十三段が先行していたものと考えたい。

「異例に長大な詞書」として残るものは632747の二つである。いずれも卷十三恋歌に載せられている。

(E)むかし(昔)「大江切」「元永本」ひんかしの五条わたりに、人をしり(ナシ大江切)を(モ)きてまかりかよひける(けるを元永本)。しのびなる所なりければ、かどより(しも消聲)もえいらで、かきのくづれよりかよひけるを、たびかさなりければ、かどよりしもえいらで、かきのくづれよりかよひけるを、たびかさなりければ、あるじき、つけてかの道によごと人に人をふせてまもらすれば、いきけれどえあはでのみかへりて、よみてやりける

(e)632人しれぬわがかよひちのせきもりはよるよるごと(ウ)にうちもねな(ウ)なり(ウ)ひら朝臣

(F)五条のきさいの宮のにしのたいにすみける人に、ほいにはあらでものいひわたりけるを(入香後本)、む月のとをかあまりになん、ほかへかくれにける。あり所はき(きけども香後本)、けれど、えものいはで又のとしの春、むめの花さかりに月のおもしろかりけるよるこそをこひて、かのにしのたいにいきて、月のかたぶくまで、あばらなるいたじきにふせりてよめる

在原なりひら朝臣

(f)747月やあらぬ春や昔の春ならぬ我が身ひとつはもとの身にして

(E)(F)両詞書は前回と同じく長大なものであり、いずれも『伊勢物語』の書き改めで、特に(e)(f)両歌が『古今集』の配列次第から一に「題知らず」とあるべく主張する考えには、やはり同意せざるをえない。香川景樹の説である。景樹が『正義』で詳細に論じているが、今、繁を避け詳説することを須いしない。ただ、鷲山樹心氏がすでに指摘していることであるが、この(E)冒頭が「大江切」・「元永本」・「六条家本」などの古本系の本では、「昔」・「むかし」とあって、なおさら『伊勢物語』を予想せしめることは注意すべきことであろう。

(F)についてもほぼ同様のことがいえる。そこで、この(F)は目下、考察中の異例な長大な詞書の項の終りであるので、(F)を論じながら、結論として、『古今集』撰者は、何故かく(A)(B)(C)(D)(E)(F)と長大な詞書をつけたかについて、説き及びたく思う。

(f)歌は「月やあらぬ」——すでに、『新古今』時代の歌風を先取りした余情幽玄の詩的密度の高い絶唱であり、かつ、それを説明する詞書(F)も、長すぎるものであるにもかかわらず、他に比して格を破るものではない。また、歌と矛盾するところもない。抒情と叙事の混

融した『勢語』諸段中の白眉である。しかし、古本系のうち、最も古いといわれる第一次本「基俊本」には、「五条のきさいの宮のにしのたいにすみける人に……ものいひわたりける人を」とあって、第三人称的表现に傾き、文意の通じかねるものとなっている。『古今集』の詞書が、業平歌を除いて、すべて作者の立場から一人称的に書かれていることは事実であるが、そのことを考え合わせると、「基俊本」は明らかに『勢語』の「それをほいにはあらで心さしふかかりけるひとゆきとふらひけるを」といった第三称的表现の文脈を整理しかねた痕跡をとどめているといえるのではなからうか。

以上、われわれは業平歌の詞書の「異例に長大なもの」の性格を検討し、その結果、これらはすべて『古今集』編纂の折りに、すでに存在したのではないかという予想に導かれるのである。そして、それらが殆ど『勢語』と同一の内容を有するのは、恐らく撰者の一人貫之が少年時代から、先輩として特別の敬愛をいただいた業平の生涯と芸術を彷彿せしめたいがためであったのだろう。したがって、貫之は現在『勢語』の一部分——恐らく業平自記の?——にある歌を『古今集』編纂のみぎり、ことごとく採択し、かつ、その詞章は可能なかぎり温存したかったのではなかったか。その必然性については、いずれ機会をみて詳説したいが、また一方、別途に貫之は『古今和歌集』「仮名序」において、業平の歌を「心あまりて、ことばたらず」と記しているごとく、業平に対しては、かなり客観的な態度を持して批評を下した人である。故にこの「ことばたらず」を補足する意味で、『勢語』とは関係なく長大な詞書を以ってしたという考えも、原則として成り立つわけである。しかし、この考えが目下のところ、一応の合理的な説明として、積極的な論にまで発展するには、かなりの弱点があるよ

うに思われる。つまり、右の評は、周知のごとく貫之の六歌仙論中、僧正遍照について出てくるもので、「ありはらのなりひらは、その心あまりて、ことばたらず。しほめる花のいろなくて、にほひのこれるがごとし」とあるもので、この一条は業平の作品の特色を指摘したまのでのことであって、その是非を一方向的に決定づけたものではなからう。したがって、その意味するところは、窪田空穂のいう「心と詞の調和不調和を標準にして、不調和としたもの」という非難の一面と、そのかわり、「萎んだ花の美しい色はないが(詞は足りないが)、匂いが漂っている(余情がある)」「(『評釈』)という賞讃のそれと、褒貶相半ばする、いつてみれば、逆に客観的批評内容なのである。であるにもかかわらず、「ことばたらず」という非難の面のみをとって、「だから貫之は読者の理解を扶けるためにかかる長大な詞書」をつけたのだという推論を導き出すには、その根拠となるべきものがあまりにも薄弱である。それは次のような理由からである。すなわち、右のごとき推論が正しい——全面的に——とするなら、貫之が業平の作風を評するに際して挙げた例歌三首には、おのおのしかるべき——詞たらずを補うべき——詞書がつけられるはずである。しかるに、三首中、既掲、「おほかたは月をもめでし」一首は詞書をもたない。「ねぬる夜の夢はかなみまどろめばいやはかなにもまさりぬるかな」といっても、他の作者の詞書と同じ程度の簡単なものを付しているにすぎない。しかも、業平に一人おいて続く僧喜撰に対する評をみると、(イ)「ことばかすかにして、はじめおほり、たしかならず」、(ロ)「いはば、秋の月をみるに、あかつきの雲にあへるがごとし」とある。一節の意味するところは、かさねて窪田空穂によると(『前掲書』)、(イ)は「詞が幽かて一首がはっきりしていない」、そのためにかえって、(ロ)において幽玄を志

向するものであるという。褒貶相半ばする批評という点では、前回と同断である。にもかかわらず、(1)のみに固執すれば、必然的にしかるべき詞書を伴うはずである。しかるに、貫之のかかる評の例証として挙げられた喜撰作、「わがいはほはみやこのたつみしかぞすむ世をうち山と人はいふなり」は、『古今集』第十八雑歌下において、その詞書がみあたらない。

そこで、『古今集』における業平歌の「異例に長大な詞書」の存在を考えるに際して、「序」における貫之の評、「心あまりて詞たらず」がそのまま詞書の付載を要請したものだとしてしまうことは、とりあえず躊躇されるわけである。しかし、それはあくまで形式論理的にいつてそうなのであって、貫之の内面に立ち入れれば、問題はまた別である。さしあたって、ここでは両案を折衷して次のごとき一応の結論を提出しておこう。すなわち、詞書が歌の「詞たらず」を説明として補うというよりも、当時の貫之の眼前には、すでに詞章と歌とが渾然一体をなした『勢語』の古型が存在し、しかして、それが『古今集』の体裁に合わせて取捨選択することを不可能にし、かつ結果的にそのことが奇しくも詞足らず補う恰好になって『古今集』に存在しているのだ。

「その他の詞書」について

ここでは、①「詞書をもたないもの」、②「詞書をもつ他人の歌への返歌」、③「一首にすべて詞書を有するもの」、について考察しなればならないが、これら三つの形態は、『古今集』にあっては、他の詞書のそれと大略同類のものである。ためにその特色を論い、以って

『古今集』・『勢語』の先後乃至累及関係如何を決するには、あまりにも困難な面が多い。要するに、それらを論ずるには文献的資料を他に欠くからである。しかしながら、猶、『古今集』に即して若干問題とすべきものもあり、いぜん、これを『勢語』からの累及と推察することもまた可能となって来るのである。したがって、ここでは①②③を一括し、問題となるべき歌・詞書を摘出して検討を加えたく思う。

先ず622歌は「恋三」に、

なりひらの朝臣

622 秋ののにささわけしあさの袖よりもあはで(ぬる基版本)こしよぞひじまさりける

小野小町

623 見るめなきわが身をうらとしらねばやかれなであまのあしたゆくく

と、業平・小町の歌がともに詞書がなく、並記されている。ところが『勢語』二十五段では、

むかしおとこ有けりあはしともいはさりける女のさすかなりけるか
もとにいひやりける

秋のゝにさゝわけしあさの袖よりもあはてぬる夜そいちまさりける
色このみなる女返し

みるめなきわが身をうらとしらねばやかれなであまのあしたゆくく

とある。もし、『古今集』が『勢語』に材にとったとするなら、「むかしおとこ」と「色このみなる女」との贈答歌であるものを、何故に一

首ずつ独立させて並記したのか。また、色好みなる女が何故に小野小町と記名されるに至ったか。つまり、『古今集』が『勢語』の内容を敢えて無視した理由がわからないことから、従来、大方の研究者は右は『勢語』が『古今集』の後に出来た有力な根拠の一つとして来たものと思われる。しかるに、「秋の野に」・「みるめなき」の二首は、すでに指摘されたいことだが、贈答としていささか穩当を欠き、どうもしっくりいきかねるのである。^註つまり、男の歌が「秋の野」・「笹」を縁語とし、「露」乃至「涙」を暗示するに反し、女の歌は、「見る事のない」を「梅松布のなき」に添え、「浦」を「恨」に掛け、両者のレトリックは、その素材においてきわめて縁なきものである。したがって、「色好みなる女返し」以下は後人の添加で、元来は、前半のみが存在したのかもしれない。このような例は『勢語』において、他にたくさんの実例をみる。猶、片桐洋一氏は、『雅平本業平集』にこの「色好みなる女返し」以下がないため、『拾遺集』以前の『勢語』一本はこれを欠くものと推定しているが、^註氏の結論の当否は先きに触れたごとく問題はあるにせよ、この二首が従来、物語において贈答歌とはみられなかったことを、また別の立場から逆に推定出来るのではあるまいか。

次に、645(646)・706(707)・784(785)・900(901)の諸歌をみると、これらは作者を主語として、その立場から叙した詞書の形式から大きくはずれるものばかりである。『後撰集』では、例えば、①「荒れたる所に住みける女。つれづれに思ほえ侍りければ、庭にあるすみれの花をつみていひつかはしける、読人しらず、わか宿にすみれの花のおほければ来宿るひとやあると待つかな(89)」②「三月の下の十日ばかりに、三条右大臣、兼輔の朝臣の家にまかりて渡りて待りけるに、藤

の花さける水のほとりにて、かれこれおほみきたうべけるついでに、三条右大臣、限りなき名におふ藤の花なればそこひもしらぬ色の深さか(125)」③物のたうびける女のもとに文つかはしけるに、心地あしとて返事もせざりければ、又つかはしける、大江朝綱朝臣、足引のやまひはすともふみ通ふあとをもみぬは苦しきものを(633)」とあるごとく、作者名を挙げながら編纂者の立場から書かれて、『古今集』とは対照的な形態となる。①の女は読人しらずを指摘し、②は三条右大臣の作であるにもかかわらず、詞書の主人公は三条右大臣と第三人称化して記述されている。③は大江朝綱が「物たうび」と敬語をもちいているから、第三人称となる。このような例は、ざっと見渡して、①に三十三例、②に十例、③に三例ほどみられる。たんなる誤記・衍文とは思われない。まごうかたなく、私家集の物語化という時代的流行を如実に反映した『後撰集』の一大特色として指摘されるのではなからうか。(西下経氏『日本文学史中古』所収「中期第二章和歌」ところが、かかる表現形態が『古今集』の業平歌の一部に、しかも唯一の例外として存在することは、いぜんとして注目されてよいことである。『古今集』の詞書が、ことごとく歌の作者の立場からの一人称的表現に統一されていることは、すでに本居宣長が、『玉あられ』・『後撰集詞のつかねを』において指摘したが、それは客観的事実なのである。つまり、「題知らず」とか、「寛平御時後の宮の歌合」とか、いわば物語的内容をなさぬものは除き、その他の詞書を検すれば、すべて撰者が作者(歌)の立場にたつて叙したものであり、例外は五首のみで、しかも、その内、四首はことごとく『勢語』と重複するという事実、これはなんとしても黙過できないところである。^註そこで、645は、

業平朝臣の伊勢のくににまかりたりける時、齋宮なりける人に、いとみそかにあひて、又のあしたに、人やるすべもなく、おもひをりけるあひだに、女のもとよりをこせたりける よみ人しらす

君やこし我やゆきけん……

とあり、646に業平の返歌、「かきくらす心のやみに」とある。645「君やこし」の作者を、「女のもとより」というふうにしたのは第三人称的表現なのであり、しかも「齋宮なりける人」と「女」が同一人らしき趣きなのは、『勢語』六十九段の内容をすでに踏まえているからと判断されるのである。

706は、

ある女のなりひらの朝臣をとこさだめずありきすとおもひて、よみてつかはしける

よみ人しらす

おほぬさのひくてあまたに……

とあり、次に返しとして、業平歌706「おほぬさと名こそたてれ」がある。右の詞書中、706の歌を「よみてつかはし」た主語は、「ある女」であり、「ある女」と「よみ人しらす」は同一人を指す表現をしている。わたくしがこの考え方をとって、一応以上のごとくまとめた頃、専門家のお一人から奥村恒哉氏の国語学的考察があるのを知られ、氏もこの点に触れ、これら異例の表現がすべて『勢語』に重出する事

実から、「古今伊勢類似の箇所では伊勢物語の文章が先行していることが前提となる」と論じられていることを申し添えておく。ただ、後学のわたくしとしては氏の例証にいささか疑問なきを保しえないが、委細は注の⑩を参照されたい。

784は、

なりひらの朝臣きのありつねがむすめにすみけるを、うらむることありて、しばしのあひだ、ひるはきてゆふさはかへりのみしければ、よみてつかはしける

あまぐものよそにも人の……

とあり、「返し」として、業平の785「ゆきかへりそらにのみして」の歌が並記されている。784の歌の作者は、「きのありつねがむすめ」と一応解しておく他はない。

900も大体、右と同様の結論を得ることができよう。すなわち、「おほぬればさらぬわかれ」の歌は、詞書から判断するに、「なりひら朝臣のは、のみこ」の文の中のものとして、第三人称的に書かれているからである。

さて、最後に、『古今集』にあって『勢語』と同じ内容の詞書をつけたために、歌の配列に矛盾をきたしたものの、とでもいうべきものが明らかに存在する。すなわち、616の歌で、卷十三恋歌三に、

やよひのつひたちより、しのびに人にもらいひてのちに、雨のそ

ほふりけるによみてつかはしける

在原業平朝臣

おきもせずねもせでよるをあかしては春のものとながめくらしつ

「恋歌」というものは、「待つ恋」・「忍ぶ恋」・「あはぬ恋」・「あふ恋」・「かれがたの恋」等々と、恋の内容に即していくつかに分け、同種のを一まとめに並記していると一般にいわれる。ところが、616の歌は、「恋三」の冒頭に位置するもので、配列の上からいうと、後続の歌の内容よりして、まさしく「不逢恋」の歌である。したがって、右の一首も、そのように解釈すべきであろう。そうすれば、詞書の「しのびに人にものらいひてのち」の条りが問題になるであろう。諸註釈も多く歌の意を汲んで、これを直接に逢ったものと解さない^註。しかし、たとえ「しのび」であっても、「人にものらいひてのち」である以上、男女の密会の事実は覆うべくもない。しかるに、何故に「不逢恋」の歌に「逢恋」の詞書をもってしたか。勅撰集たるものが、はじめから、かかる不用意をなすはずはあるまい。古本の「高野切」にはないではないかといわれるかもしれぬが、これは零本で後の好事家が任意に書写したものと想像されてもよい。だから、『古今集』全体から判断することはできないので、問題にはならない。卷十一から卷十五に至る恋歌の内、業平以外の歌で逢恋の事実を伝える詞書（「かれがたの恋」も含めて）は、六首（654 735 745 780 789 790）を数えるが、いずれも歌は詞書と矛盾するどころか、詞書あるために、却って内容を含蓄あるものになっている。ところが、業平の歌にかぎって、そうではない。したがって、616「おきもせず……」の詞書は、別に由るところがなくはならない。すなわち、ふたたび香川景樹に登場願うと、「此

の詞書は勢語の文をひろいてぬき入れたる物にし、尤もつたなし（中略）こは題知らずの歌なるべし。集次も不逢恋なるべき也。此の詞書ありては逢恋になれり。『正義』と説き、『古今』の詞書の『勢語』に由るべきことを主張している。香川景樹の論は、紀氏の文を激賞する余り、『古今集』がもともと「題知らず」とあって、後人が『勢語』の詞章をとって付加したもののごとく解されそうである。もし、そうだとすれば、いかに『古今和歌集正義』に生涯をかけた景樹といえども、その結論は後学によって修正されなければならない。が、しかし、歌と詞書との矛盾にたいする判定は、さすがに全面的に正しい。わたくしの未熟な読みをもってしても、依然として『古今集』編集のみぎり、すでに『勢語』二段の先行を想定せざるを得ない。『勢語』二段の本文は、

……その人（西京の女）かたちよりは心なんまさりける^①ひとりのみにもあらざりけらしそれをかのみめをとこうちものかたらひてかへりきていかか思ひけん時はやよひのつひたちあめそをふるにやりけん

とあって、みめよりも氣立のすぐれた女にたいする逢恋の事実を語り②、しかもその女性は人妻であるゆえに①、男はすでに「まめ」なるために、一人懊悩し、時節柄、眼前の春雨を材にとって「ながめ」に託した不逢恋の歌、「おきもせずねもせて夜をあかしては春のものとなかめくらしつ」を詠出するに至るのである。したがって、この不逢恋は未逢恋ではなく、一度逢って二度と相逢えぬ男が苦しさの余り、輾転反側する心情を伝えるものである。かかる物語の内容推移をあら

かじめ承知していなければ、『古今集』における逢恋の詞書と不逢恋の歌との内容的矛盾を、矛盾なく読みほぐすことはできなかったのではないだろうか。

ここにきて小論は、『古今集』にあって、業平歌とその詞書の内、明らかに文体・語法・配列等々の上から『勢語』の一部分の先行を考へざるを得ない「なにか」に辿りつかざるをえない。すなわち、業平歌三十首中、半ば近くはどう考えても『勢語』の内容を踏まえたものと判断されるものばかりである。今、その章段を引き抜くと、二段、四段、五段、九段、十九段、二十五段、四十七段、六十九段、八十二段、八十三段、八十四段等となり、『古今集』から、「二条后物語」・「東国流浪物語」・「狩の使・伊勢斎宮物語」・「惟喬親王物語」・「業平母子贈答」等々と、『勢語』における昔男の人生の劇的、物語的核の部分が十分に彷彿されてくるのである。しかも、『古今集』の例からいえることは以上のことのみであるにしても、現『勢語』の内、そのいくつかが『古今集』にある業平歌三十首すべて『古今集』の前に物語の体をとって存在したのではないかという推測もしたくなるが、若干の矛盾が出て来るのも事実だから仕方がない。すなわち、右の推測に抵触するのは、この稿の最初に触れた「例外四首」(294 785 969 971)である。つまり、『古今集』・『勢語』共有の業平歌で、この例外四首を除く他の二十六首は、文の長さの大小を度外視すると、すべて『勢語』に酷似するか、あるいは『勢語』の内容を無視しているものがある。それは詞書のないもの——「題知らず」であり、全く『勢語』とは関係がない。別の言い方をすれば、この『古今集』収載の業平歌で、題知らずの歌を有する『勢語』の章段は、『古今集』の

後に成立したのだとする根拠はいささかもないのである。しかるに、例外として挙げた右四首は明らかに『勢語』の内容を無視している。まず、294は、『古今集』巻五に

(A) 二条後の春宮のみやす所と申しける時に、御屏風に龍田川にもみぢながれたるとかけりけるを題にてよめる

と詞書きし、素性の歌の次に併記されているが、『勢語』百六段は、昔をとこみこたちのせうえうし給所にまうて、たつた河のほとりにて

とあって事実を詠んだことになっている。また、785は前に問題が存すると断ったものであるが、『古今集』巻十五恋五に、

(B) なりひらの朝臣きのありつねがむまめにすみけるをうらむることありて、しばしのあひだ、ひるはきてゆふさはかへりのみしければ、よみてつかはしける

と詞書きしているが、『勢語』十九段では、

昔おとこ宮つかへしける女の方にこたちなりける人をあひしりたりけるほともなくかくれにけりおなしたころなれば女のめにはみゆる物からおとこはある物かとも思ひたらず女……

とある。また、969は『古今集』第十八雑下に、

(C) きのとしさだが、あはのすけにまかりける時に、むまのはなむけ
せんとて、けふといひおくれりける時に、ここかしこにまかりあ
りきて、よふくるまてみえざりければつかはしける

とあるが、『勢語』四十八段では、

昔おとこありけりむまのはなむけせんとて人をまちけるにこさりけ
れは

とあって、『古今集』の詞書より簡略であり、かつ紀利貞とはない。

また、97は『古今集』第十八雑歌下に、

(D) 深草のさとにすみ侍りて、京へまうでくとて、そこなりける人に
よみてをくりける

と詞書きするが、『勢語』百二十三段では、

むかしおとこありけり深草にすみける女をやうやうあきかたにや思
けんかゝるうたをよみけり

とある。右、(A)(B)(C)(D)を、もし、『勢語』↑『古今集』という単線で
考えるなら、明らかに後者は前者の内容を無視している。つまり、(A)
においては、実景の歌を『古今集』では、何故に二条後の東宮御息所

時代の屏風歌にしたか、(B)においては、「宮つかへしける女の方にこ
たちなりける人」を、何故に「紀有常女」と認定できたか。(C)では、

「むまのはなむけせん」とする「人」を、何故に「紀利貞」の「阿波
介赴任」と断定できたか。また(D)においても「深草にすみける女をや
うく」を、何故に「京へまうで来云々」と書き変えることが出来た
か。すなわち、『古今集』・『勢語』共有歌で前者に業平作とするもの
三十首の内、すでに、かく四首のみ矛盾するのであるが、これを業平
作以外にひろげて両者の共有歌六十一首を検討していくと、また別の
面から矛盾が出てくる。つまり『勢語』にあって主人公昔男の詠作が
『古今集』では、「詠人不知」とされているもの、

『古今集』147 『勢語』四十三段。

863 『勢語』五十九段。

139 『勢語』六十段。

501 『勢語』六十五段。

866 『勢語』九十八段。

708 『勢語』百十二段。

905 『勢語』百十七段。

または、『勢語』で前述の如き無記名の詠歌が『古今集』にあって、

河原左大臣 724 初段。

小野小町 623 二十五段。

1104 百十五段。

典待藤原直子朝臣 807 六十五段。

紀もちゆき 850 百九段(詞書は全不同)。

と「記名」しているものは、故池田亀鑑博士以来、『古今集』↓『勢語』
の関係で説明されている。また、『勢語』研究家の山田清市氏もここ

にかかげた諸例に言及しながら、「昔男（『勢語』）を、業平と読人しらずとに區別することは不可能であろう」とし、かつ、『勢語』において無記名の歌が『古今集』において記名的になるのは、「古今が無記名の勢語にもとづいては認証できぬところであり、いずれも勢語が古今に依拠したことを物語るものにほかならない。このことは現今勢語が絶対に古今に先行するものではないことを実証するものである」と断定されるのであるが、しかし、『古今集』・『勢語』共有歌で、『古今集』にあって「読人しらず」とある歌を含むもののみは『古今集』以後の成立にかかるものとし、また無記名が記名になるもののみは、『古今集』以後のものとする、というふう^註に訂正されなければならぬと思う。そのことは、これまでに論じてきたところで分明でありたいが、山田説をすべて首肯するにしても、一部分、『古今集』の読人不知や小町の歌が『勢語』にあっては——特に末尾や中間——後人の付加したものであるかもしれないのである。例えば、二十五段（みるめなき・小町、五十九段わがうへに・読人しらず）など。そこで、『古今集』において「読人しらず」、あるいは「記名」になっているからといって、『勢語』一段が全文そのまま『古今集』以後となるという断案には躊躇させられるのである。そのことはまた、『古今集』以前の『勢語』の形態を推測する際にも同じことがいえる。しかし一方、『勢語』との関係において考察すれば、「昔男」の歌は『古今集』で業平作、無記名の歌は「読人しらず」とあってこそ、『勢語』↓『古今集』の関係が浮上するのであり、右の諸例作中、特に『勢語』末尾・中間に挿入された部分のみに注意して検討の余地を残すことにすれば、それらは一応、『古今集』以後のものとしてよいのである。

それでは目下考察中の(A)(B)(C)(D)が『勢語』の詞章を無視していると

いう理由を以って、はたして(A)(B)(C)(D)もすべて『勢語』が『古今集』をとって創作されたものと解すべきであろうか。あるいは、この(A)(B)(C)(D)に限って、撰者貫之あたりが、勝手に潤色改竄した結果なのか。例えば、(A)などは撰者貫之自身が延喜十九年頃までに実に四百六十首の屏風歌を奉っている事実（他撰本「貫之集」）よりして、実景の歌を一首くらい屏風歌に仕立てて素性法師の横に入れたのではないかという推測も出来ようが、『古今集』の業平歌に対する貫之の態度からいって、やはりこれは異例に属することしなければならぬだろう。また、(B)は『勢語』にあっては「無記名」で問題はないが、『古今集』がこれを「紀利貞」と「記名」してはいるものの、どうもこれは事実^註に反するようである。官歴からいえば紀利貞が阿波介に任ぜられたのは、業平歿後の元慶五年二月十五日であり、同年に卒しているからである（『古今和歌集目録』）。『勢語』の内容を誤ってくわしくしているわけだが、利貞の死後、十年足らず経過しているために、撰者の記憶違いということもあり得よう。しかし、業平歌三十首の内、この四首の例外において、原伊勢物語とはまた違った体裁の資料が『古今集』の原拠となっているのではないかという想像をいだかせるのである。それは以後二つの勅撰集に選ばれた業平歌の性格を考えてみれば、一層はつきりするように思われる。すなわち、『後撰和歌集』では業平歌は九首あるが、——ただし恋三・恋五の批把左大臣と伊勢の贈答歌は除く——ここにはじめて『勢語』に典拠を全く見出し得ぬ歌が出現する。

返し

在原業平朝臣

24秋萩をいろどる風はふきぬともこころはかれし草葉ならねば

人のもとにしぼくまかりけれど、あひがたく待りければ物に書つ

在原業平朝臣

629 暮ぬとてねてゆくべくもあらなくにたどるくもかへるまされり

おもふ心ありて、前太政大臣によせて

在原業平朝臣

1126 たのまれぬうき世の中をなげきつゝ日かげにおふる身をいかにせん

大井なる所にて、人々酒たうべけるついでに

なりひらの朝臣

1132 大井河うかべる舟のかかり火にをくらのやまも名のみなりけり

『八代集全注(有精堂)』本による。

右の四首は『勢語』になく、他に典拠を見いだしえない。『勢語』と共通する業平歌は、

252 ゆくほたる雲のうへまでいぬべくは秋かせふくと鴈につけこせ——

『勢語』四十五段。

世の中をおもひうんじて待りける頃

業平朝臣

1084 すみわびぬいまはかきりとやまさとにつま木しるべき(身をかくすへき『勢語』) やともとめてん——『同』五十九段。

身のうれへ待けるに

なりひらの朝臣

1245 なには津をけふ(『勢語』けき)こそみつの浦ごとこれやこのよを
うみわたるふね

あづまのかたへまかりけるに、過ぬるかたゆかしくおぼえけるほどに、川をわたりけるに波のたちけるをみて

業平朝臣

1353 いとくしくすぎゆくかたのこひしきにうらやましくもへるなみかな

と、四首を数えるのであるが、いずれも『勢語』の詞章を無視し、『古今集』・『勢語』の関係でいえば、(C)(D)に属するものばかりである。『勢語』が『後撰集』によるものとする論者は、『後撰集』が右四首を「なりひら」と認定するにもかかわらず、一方、『勢語』八十二段の「をしなべて」の歌を「かんづけの峯雄」作となし(『勢語』では有常)、かつまた、同百十一段の「こひしとは」の歌を「在原元方」とすることに、その根拠を求めるわけであるが、これも前回と同断で、「かんづけの峯雄(承和比之人——『古今和歌目録』)の歌とされるのは、『勢語』八十二段の末尾であり、「在原元方」の歌とされるのも、「百十一段」の末尾、「又、返し」とあるもので、いずれも「原形」にあつたかは、すこぶる疑わしい。しかも、「大島本」・「神宮本」・「阿波本」・「朱雀院本」などに、これらを載せないことは一層その感を深める。因みに、この「又、返し」で、贈答を連続させるのは、とうに指摘されているように、『後撰集』時代の物語化された私家集の形式だとい

われるが、一段全体にこの形式が貫かれているのは、「五十段」のみであり、形式を略示すれば、

昔おとこ……

(歌) 鳥の子を十づ、——『古今六帖』紀友則

といへりければ、

(歌) 朝露は消えのこりても——『続後撰』読人不知

又、おとこ

(歌) ふく風にこそぞの桜は——『続古今』四 業平

又、女、返し

(歌) 行く水に数かくよりも——『古今集』恋一 読人不知

又、おとこ

(歌) 行く水と過ぐるよはいと——

とあるごとく、形式・歌の作者及び収載された時代を考え合わせて、この段は全体として、あきらかに『後撰集』以後のものであることは一目瞭然なのである。

さて、最後に『拾遺集』になると業平歌は三首あるが、「つくしよりにこまでくれど」は「物名」で、「381をがはのはし」とあり、『勢語』の内容を無視しているし、「¹²³⁴染川をわたらむ人」の歌は詞書がなく、「⁷²⁸かゝらでもありにし物を」は、その詞書とともに『勢語』にはなく、その典拠の何たるかを知らない。

『古今集』における業平歌三十首の内、『古今集』・『勢語』の詞章の間に矛盾を生ずるのは四首であったが、時代が降るにつれ、『後撰集』・『拾遺集』に現れる業平歌は、その典拠として『勢語』以外のもの

のを予想せしめる公算が益々つよくなっていく。この点について先師岡一男博士は、「三代集」の撰者の典拠となった業平集——つまり業平自撰の権威ある家集がある一方、フィクションとしての『伊勢物語』が同時に流布していたらしく、かつ『更級日記』の『中将の集』というのは、前者の自撰家集を指したのであると、学生時代のわたくしどもに教示されたことがあった。「三代集」の終りは、すでに『源氏物語』の時代である。この時代から業平の歌は定家に拾われるまで勅撰集に無視され、前述したごとく、その間における『伊勢物語』の呼称は「家集」・「日記」・「物語」の三様で文献にその名をみせ、そのいづれにも統一されなかった事情を考慮に入れると、先師のお説は十分にその間の事情を説明してくれるのではないだろうか。だが、現存『勢語』をとって、その内容を自撰家集と物語とを判別することなど毛頭できることはない。ただ、いえることは、勅撰集も三つめになると、業平から発した「原伊勢物語」は家集系（勅撰集資料）と、物語系（一般読者享受）に分れ、後者には殊に複数の受読者の加筆がみられてくることは、大いに想像されうることである。したがって、かさねて『古今集』以前において、故池田亀鑑博士や福井貞助氏などの説かれたごとく、業平の「家集」のみが存し、物語的な結構を備えた所謂「原伊勢物語」の存在を否定する根拠は失われるのではあるまいか。少なくとも、『古今集』では、家集・物語の区別が未分化であったと想像するほかはなく、そのために、『古今集』の業平歌の詞書が長短区々、しかも、四首に限って、『勢語』の詞書を無視する事態を生じたのではなからうか。そのことは、業平の「家集」乃至「物語」と『古今集』の関係を『貫之集』乃至『土佐日記』と『後撰集』のそれに比してみれば、うなずかれることである。一例をあげれば、『土

左日記』に、「いまこの歌を思ひいでて、ある人のよめりける。てる月のながるる見れば……」の歌が、『後撰集』覇旅に、「土佐より任はててのぼりけるに、ふねのなかにて月を見て」と詞書し、作者を貫之と認定しているのである。このような例は他にいくつもある。

業平卒後、『古今集』編纂のみぎりまで約三十年、その間にあって在原滋春や棟梁あたりが、亡父業平手づからの「原伊勢物語」を取捨按配して、迫り来る勅撰集撰進の日を待ちながら、別に一本として家集のごとく体裁を整えていたのかもしれない。したがって、われわれは『古今集』において四首、『後撰集』において四首までは、現存『勢語』の詞章と若干矛盾することはあっても、それだけをとって、『古今集』以前の「原伊勢物語」を抹殺する根拠はないと考えたいのである。ごく単純に考えて、『後撰集』の典拠不明の業平歌や『拾遺集』あたりの業平歌になると、一向に歌学に素養なきわたくしといえども、一読、「心あまりて詞足らず」の奔放な天才の歌風を裏切るかのように詠まれるからである。

むすび

なぜ、われわれは、かくも『古今集』以前のある程度物語化された「原伊勢物語」の存在にこだわってきたか、また『勢語』の文献学の諸権威に逆ってまで、こうしたことにこだわらなければならなかったか——それはすべて文学史の問題であったからである。現行『伊勢物語』は韻文と散文の渾融する「みやび」の極致であるとともに、これ以上切り結めることは不可能なくらいに見事な文体を創造しているからであり、紀氏の作風とは撰を異にすることをいぜんとして看取する

からである。

注① 福井貞助「業平歌集の物語化」(『国語と国文学』昭二十九・十二)、「伊勢物語生成考」(同上。昭二十四・三)、「伊勢物語の生成」(『国文学』——解釈と鑑賞——)昭三十一・十一)あたりが口火を切ることになる。

注② 片桐洋一「在中集成立存疑」(『国語・国文』昭三十二・二)、「伊勢物語に関する覚え書——図書寮異本業平集をめぐって——」(『同右誌』昭三十二・十二)が初出。

注③ 関良一「伊勢物語の形態と構想」(『国文学』第四卷・第十三号)、「伊勢物語散佚諸本管見」(山形大学紀要第三号)が初出。

注④ 「前田家本」については鈴木知太郎「在中集の成立について」(『文学』昭十一・一)、久曾神昇「国宝西本願寺三十六人集」研究編、「雅平本」については、福井貞助「古今集による伊勢物語の形成」巻末注(『国語と国文学』昭・三十七・六)あたりが初出。また山田清市「原撰業平集と伊勢物語の成立」(『平安文学研究』昭三十八・六)も反論として初出。

注⑤ 島田良二「雅平本の検討」(『国語と国文学』昭三十五・七)が初出。

注⑥ その他、これらより短い詞書も同断である。
注⑦ 「おはしまして」——① 基俊本、② 元永本、③ 甲、雅俗山庄本、④ 甲、志賀須賀本、⑤ 乙、六条家本、⑥ 乙、寛親本、⑦ 乙、元治本、⑧ 乙、前田本、⑨ 乙、天理本、⑩ 甲、寂蓮本、⑪ 乙、後鳥羽院本など。

注⑧ 驚山樹心「伊勢物語は古今集に先行する」(『文学・語学』第十号)が初出。
注⑨ 第一次本「基俊本」には、「みこ返々この歌ながめて返しもせざりければともありける」とあり、第二次本「筋切」・「元永本」には「めでて」とあり、流布本と小異あれど、内容は同じのようである。

注⑩ 片桐洋一「伊勢物語成長論序説」(『国語・国文』第二十・十)が初出。

注⑪ 奥村恒哉「古今集詞書の考察」(『国語・国文』第二十六・第四)が初出だが、氏は同論文で、純粹な第三人称描写をとるものとして、(705)(706)(784)の三首を挙げられた。しかし、(705)は第三人称描写とは判断しかねるものである。それにしても氏の論旨に異論があるうはずはなく、大いに力を得た次第である。

注⑫ 「余材抄」・「統万葉論」その他。

注⑬ 山田清市「前掲論文」が初出。ただし、山田氏の挙げた諸例中、『勢語』二十一「忘るらむ思ふ心の疑ひに」は『古今集』読人不知ではなく、『新古今』のそれである。

なお、右掲の諸注は新見、新説のプライオリティの重要性を考慮して、初出のものに限ったことをおことわりしておく。

後記 本稿はわたくしの最も不得手とするところ、すなわち、わが島田良二先生の最も得意とされる分野における拙ない報告である。不敏をかえりみず、あえてこのような辛気くさい駄文を掲げさせていたのだいたいの、その島田良二教授が定年制により、本年度をもって日本文化学部教授の職を退任されることになったためである。

島田良二先生はわが国文学界においては王朝文学の権威——とくに平安前期私家集研究の第一人者であられるにもかかわらず、わたくしども後学にたいして、その深い学識を誇りかに口にされたことなど、ただの一度もない。先生ご着任時、わたくしは大いに反省し、志学の原点に立ち返って、親しくご指導を仰ぐべき好機の到来をよるこんだ。だが、毎週先生の温容に接しえながら、新設学部の校務輻輳の間、先生にはご迷惑をおかけするばかりで、わたくしのひそかな願いはかならずしもかなえられたとはいえない。先生とご一緒の六春秋があまりにも瞬時に過ぎ去ったからである。

本誌にも毎号、圭玉のご論文や、ご架蔵の貴重な古文献などの解題・翻刻を寄稿され、明星大学日本文化学部言語文化学科の学問的レベルを一段と高めてくださったのも島田良二先生である。わたくし個人としては永年にわたる学恩に鳴謝し、この未熟な論考を先生に捧げ、ご批評をたまわりたく思う。

平成九年十一月十七日記。